

## 新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

日本工学院専門学校  
日本工学院八王子専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

### 1. 感染が疑われる場合の対応

#### (1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、以下のリンクから各自治体の相談窓口にご相談、または担任もしくは学生課に電話にて相談し指示に従ってください。

厚生労働省 HP

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

#### (2) 発熱等の風邪症状や体調不良がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や体調不良が見られた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。また、登校再開までの間、毎日、「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を記録してください。

#### (3) 登校の目安

病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤\*を服用していない状態で、解熱後および症状\*\*消失後に少なくとも72時間が経過している場合は、登校することができます。ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従うこととします。

(\*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 \*\*咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など)

登校時には、療養中に記録した「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を提出してください。

新型コロナウイルスへの感染の疑いで電話相談する目安は下記のとおりです。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。(※解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

## 2. 感染した場合等の対応】

(1) 感染した場合は必ず担任又は学生課へ報告してください。

**報告内容** 陽性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無(期間、医療機関名) 自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認(濃厚接触者、学内登校の有無等)

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は、担任にメール等で連絡するかもしくは、平日の9:00以降に学生課へ電話連絡してください。

その後、速やかに「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」および「様式4 行動・接触者記録表」を提出願います。また、登校再開までの間、毎日、「様式3 健康記録票(感染確認後)」を記録してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担任に相談してください。

(2) 陰性が確認された場合も、担任又は学生課に連絡してください。

**報告内容** 陰性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②検査機関等からの指示の有無(自宅待機や注意事項など)
- ③現在の体温と症状(風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など)

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、毎日の体温と症状を「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担任及び学生課へ毎日メール等にて報告してください。新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合も体調不良が続く場合は、同様です。

(3) 登校許可について

保健所から療養期間が解除され、登校しようとする場合は、前日までに必ず担任へ報告してください。健康記録やヒアリングを踏まえ、最終確認を行い登校開始とします。

- ① 保健所の健康観察において問題(期間延長の要請等)がなく、療養解除の許可があったか。
- ② 療養解除の目安である「症状軽快後72時間」を経過しているか。
- ③ 咳などの周囲に不安を与える症状が継続していないか。

なお、登校時には療養中に記録した「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」または「様式3 健康記録票(感染確認後)」を提出してください。

## 3. 濃厚接触者(注1)となった可能性がある場合

- ① 家族等の同居者が感染した場合は、保健所からの指示に従い、登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を「様式3 健康記録票」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。また、感染者と接触し濃厚接触者となった場合も、保健所からの指示に従い自宅待機としてください。

#### 4. 濃厚接触者（注1）の疑いがある場合

- ①家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで登校せず自宅待機してください。また、濃厚接触の定義に該当すると思われる場合にも、毎日の体温と症状を「様式3 健康記録票」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

※自宅待機期間中に感染が疑われる症状がでた場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担任へ報告してください。

##### （注1）濃厚接触者とは（濃厚接触者の定義）

新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間（患者の発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいう。

- ①新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった者
- ②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症確定患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※国立感染症研究所感染症疫学センター（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）

#### 連絡先

●厚生労働省 HP

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

●日本工学院専門学校 教育・学生支援部 学生課 ☎03-3732-1111

平日 9:00 から 17:00

●日本工学院八王子専門学校 教育・学生支援部 学生課 ☎042-637-3119

平日 9:00 から 17:00